



背景と目的

宮城県では、より良い景観を保全・創造し、次の世代に伝えていくために、本県の良好な景観形成に向けた総合的な取り組みの枠組みを示し、今後の各主体が実施する施策、事業、行動等の拠り所となることを目的として、平成10年3月に宮城県景観形成指針を策定した。

平成16年の景観法の制定により法的に景観の基本理念が示され、景観形成の仕組みが整えられた。本県の景観形成においても、法の趣旨を踏まえ、都市景観のみならず農山漁村や森林も含めて、県土の景観形成のあり方や基本方針、推進方策を再考する必要があるため、平成10年に策定した宮城県景観形成指針を改訂した。

新宮城景観形成指針の位置づけ

平成18年3月に策定された「宮城県環境基本計画」を景観形成指針の上位計画と位置づける。また、本指針は、県、市町村、県民、事業者が協調してより良い景観を形づくっていくための施策、理念を取りまとめた行動規範としての指針と位置づけている。

宮城県の景観の現状と課題

1 県土の景観特性

(1) 県土の景観特性

① 自然的特性

地形

- ◆変化に富んだ地形がつくる豊かな自然景観
- ◆リアス式海岸、多島海、砂浜海岸
- ◆広い平坦地と豊かな土壌がつくり出す田園景観

植生

- ◆多様性に富む植生
- ◆屋敷林の多い平野部
- ◆防潮林などが特徴の沿岸地方

③ 歴史的特性

- ◆縄文文化を今に伝える宮城
- ◆古代の歴史を語る多賀城
- ◆今も残るみちのくの街道
- ◆仙台藩の成立

② 社会的特性

人口

- ◆人口減少時代の到来と都市部への人口集中

土地利用

- ◆農林業的土地利用と都市的土地利用の分離

交通

- ◆景観上の視点場としての高速交通機関
- ◆幹線道路や鉄道の形成するネットワーク

(2) 県土景観の現状

① 自然的側面

- ◆自然公園法、県立自然公園条例、自然環境保全条例や林業振興の各施策による保全・活用
- ◆文化財保護法の特別名勝指定による松島の保護・保全
- ◆ラムサール条約指定による、伊豆沼・内沼、蕪栗沼の保護

② 社会的側面

- ◆市街地再開発事業や土地区画整理事業などによる新たなまちづくり
- ◆地方都市における「シャッター通り」と呼ばれる商店街
- ◆景観を阻害する電柱電線類や屋外広告物の氾濫
- ◆ごみの散乱や放置自転車など社会的なマナーの欠如
- ◆農業従事者の減少や高齢化などによる耕作放棄地の拡大

③ 歴史的側面

- ◆文化財指定などによる伝統的建造物の保存
- ◆身近な価値を持った古民家などの建替えによる歴史的資源の消失
- ◆地域における伝承・民話を、まちのサインやモチーフとして表現する試み



2 景観形成に向けての課題

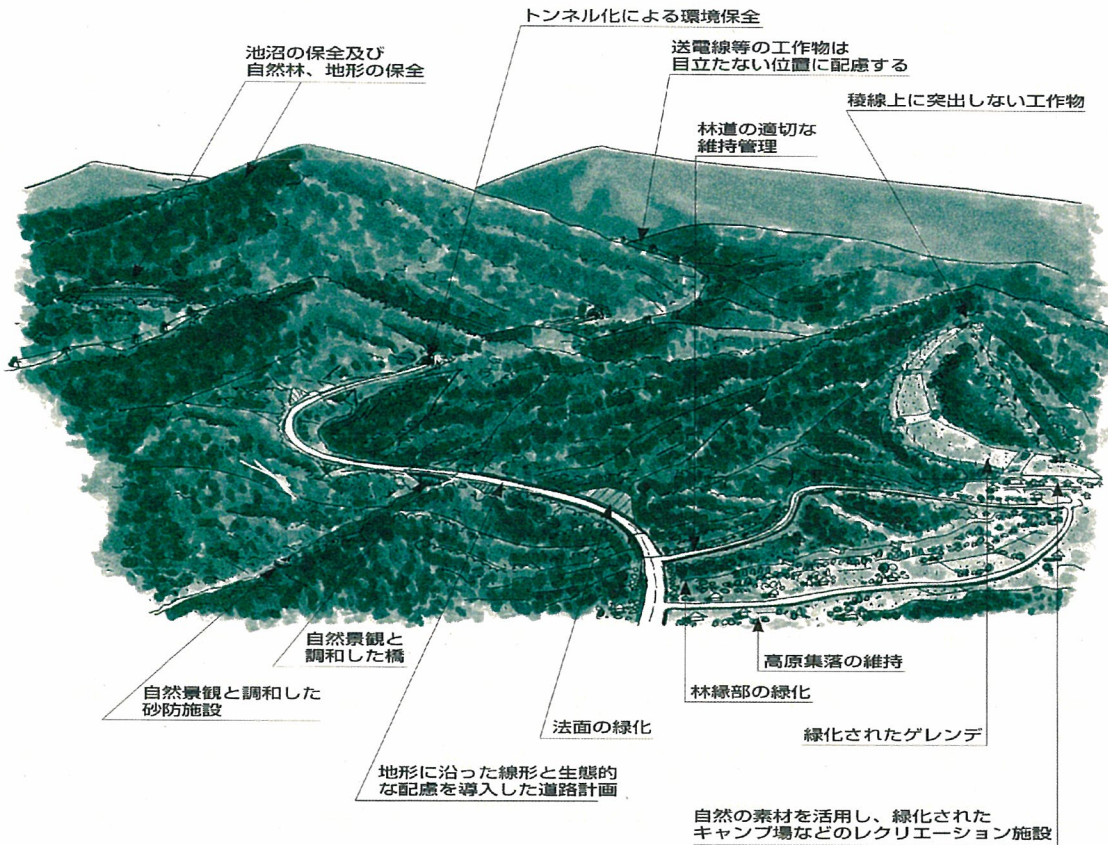
県土の景観特性等を踏まえ、景観形成の課題について、以下のとおり主としてハード面に関するものを「まもる」「つくる」という視点、主としてソフト面に関するものを「育てる」という視点から位置づけ、整理した。

ハード	まもる	◆豊かな自然景観の保全 ◆地域の個性を形づくる景観資源の保存・継承
	つくる	◆地域の個性を生かした景観形成 ◆景観に配慮した各種施設整備 ◆景観阻害要素の是正
ソフト	育てる	◆社会的意識の普及・向上 ◆官民が共働・連携した景観形成

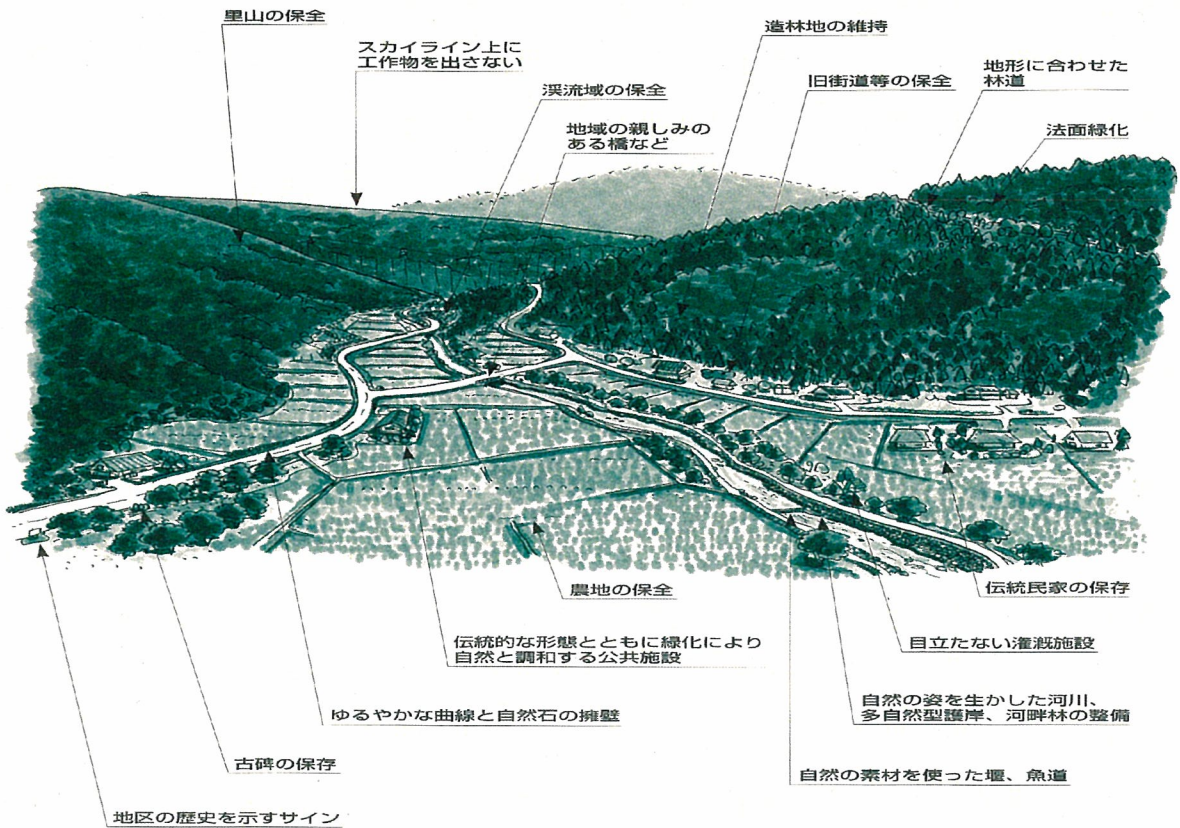
【 地域分類別の景観形成の考え方 】

(1) 山地景観

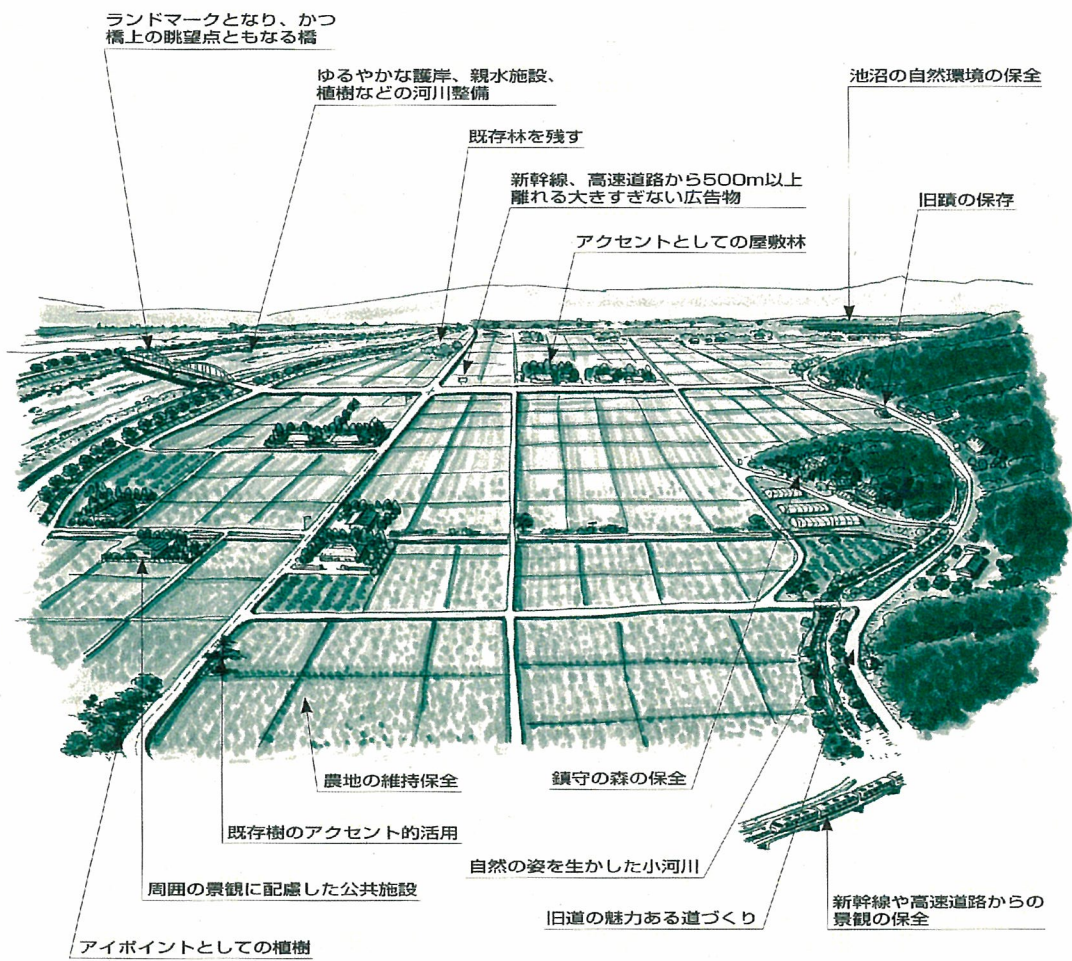
高山地形景観



低山地・丘陵型景観

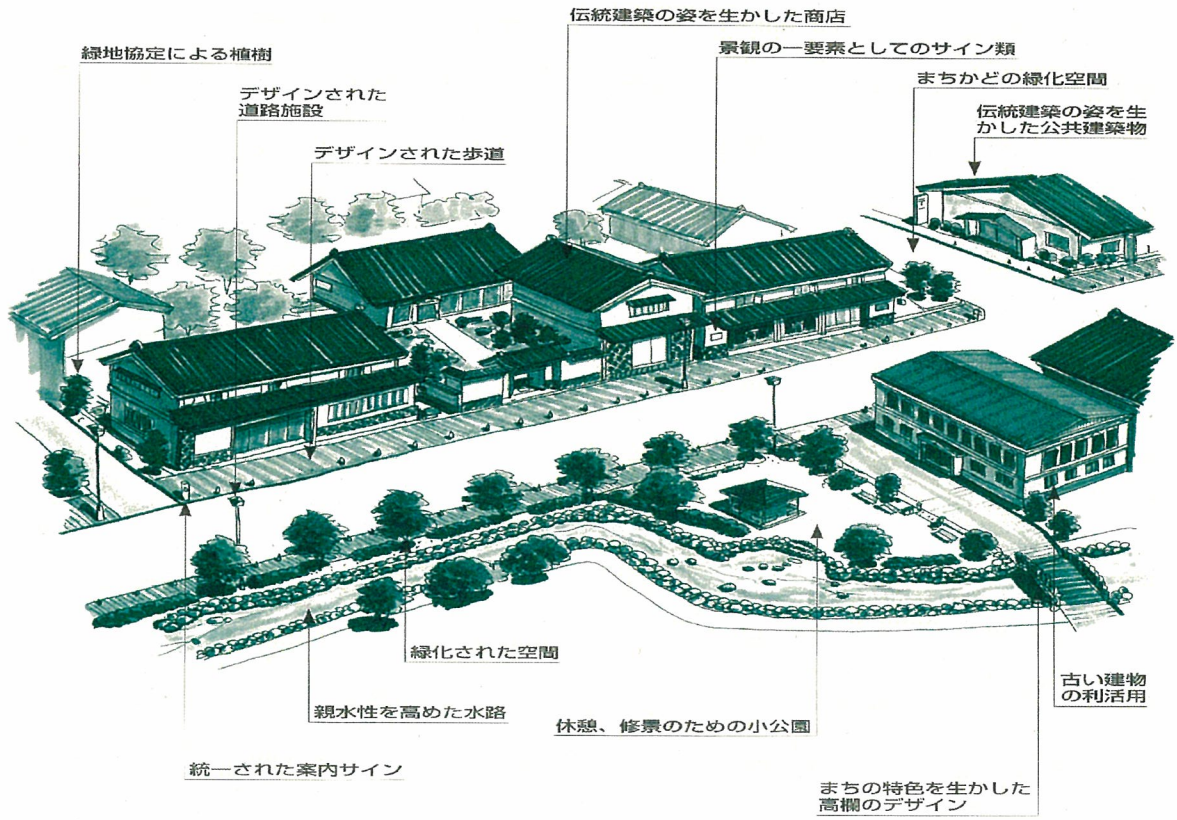


(2) 平野景観



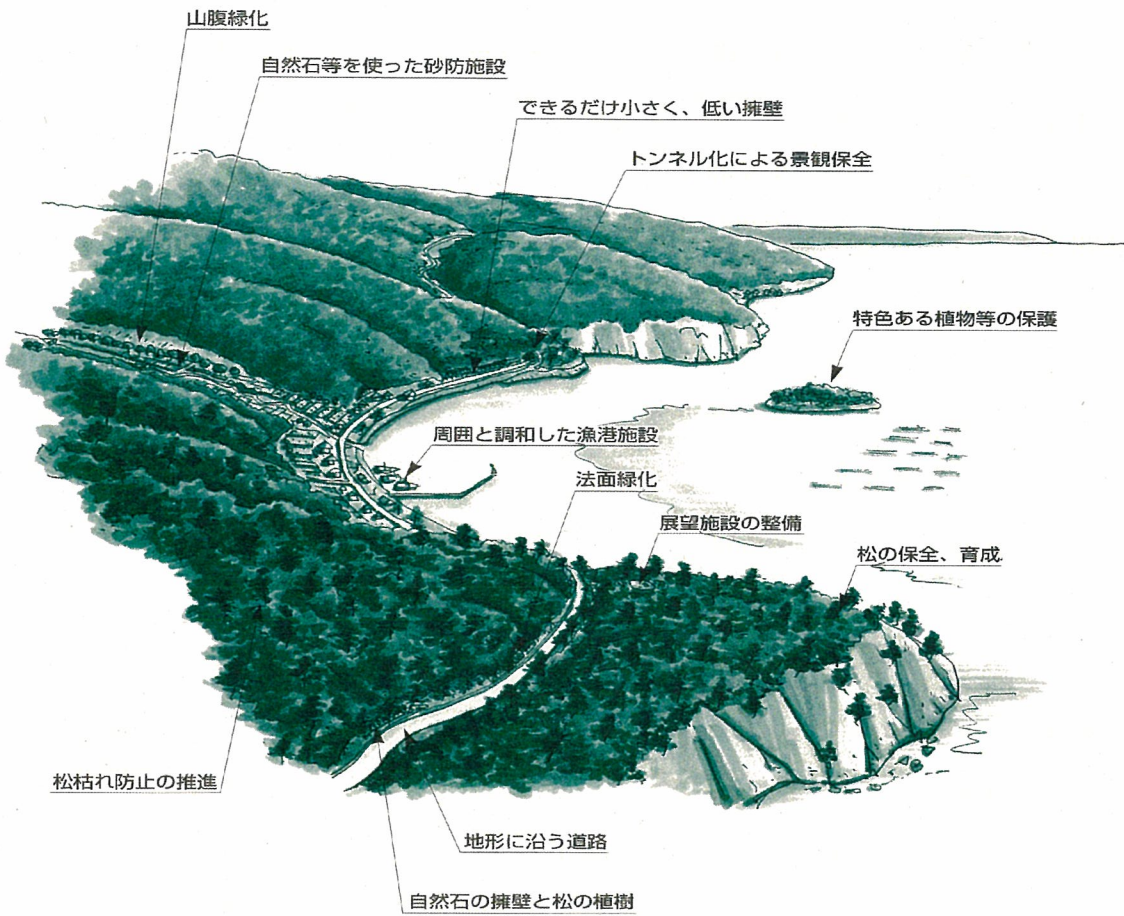
田園型景観

田園都市型景観

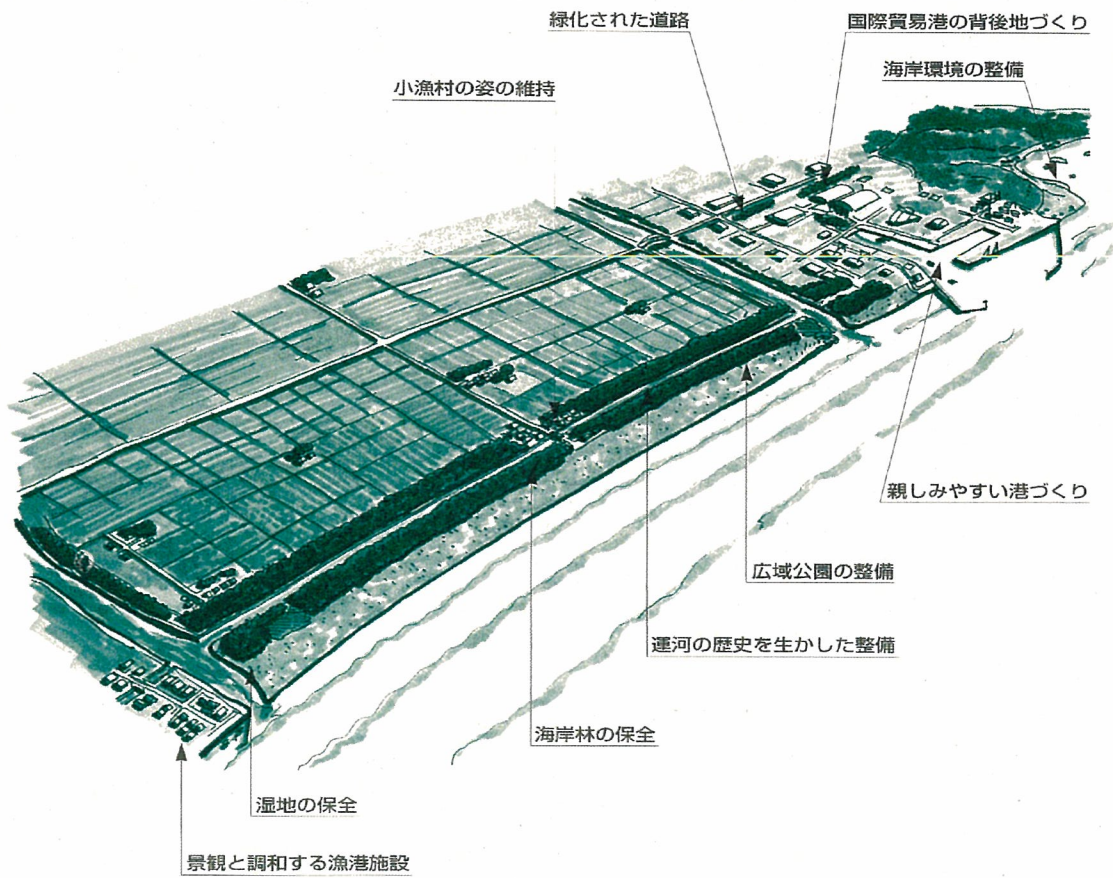


(3) 海岸景観

リアス式海岸型景観

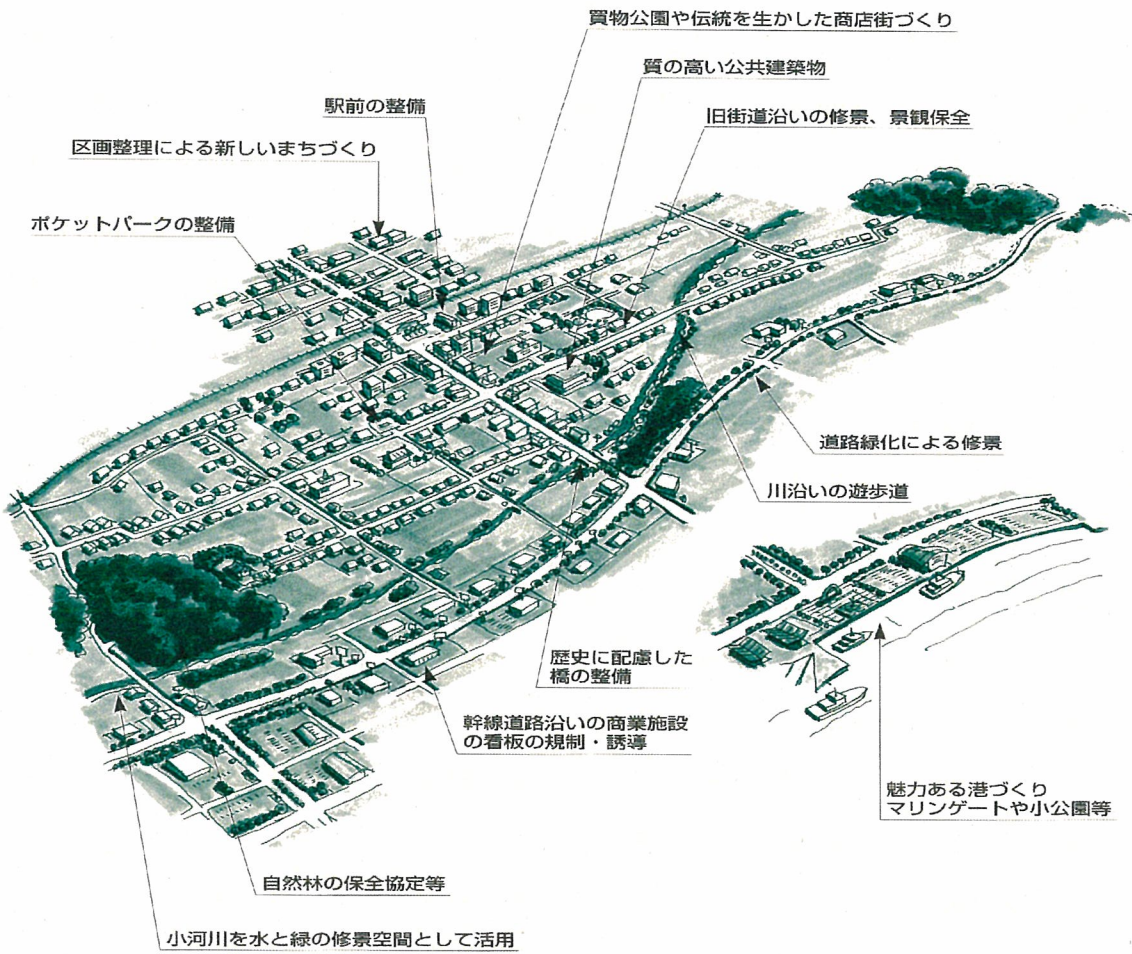


砂浜型景観

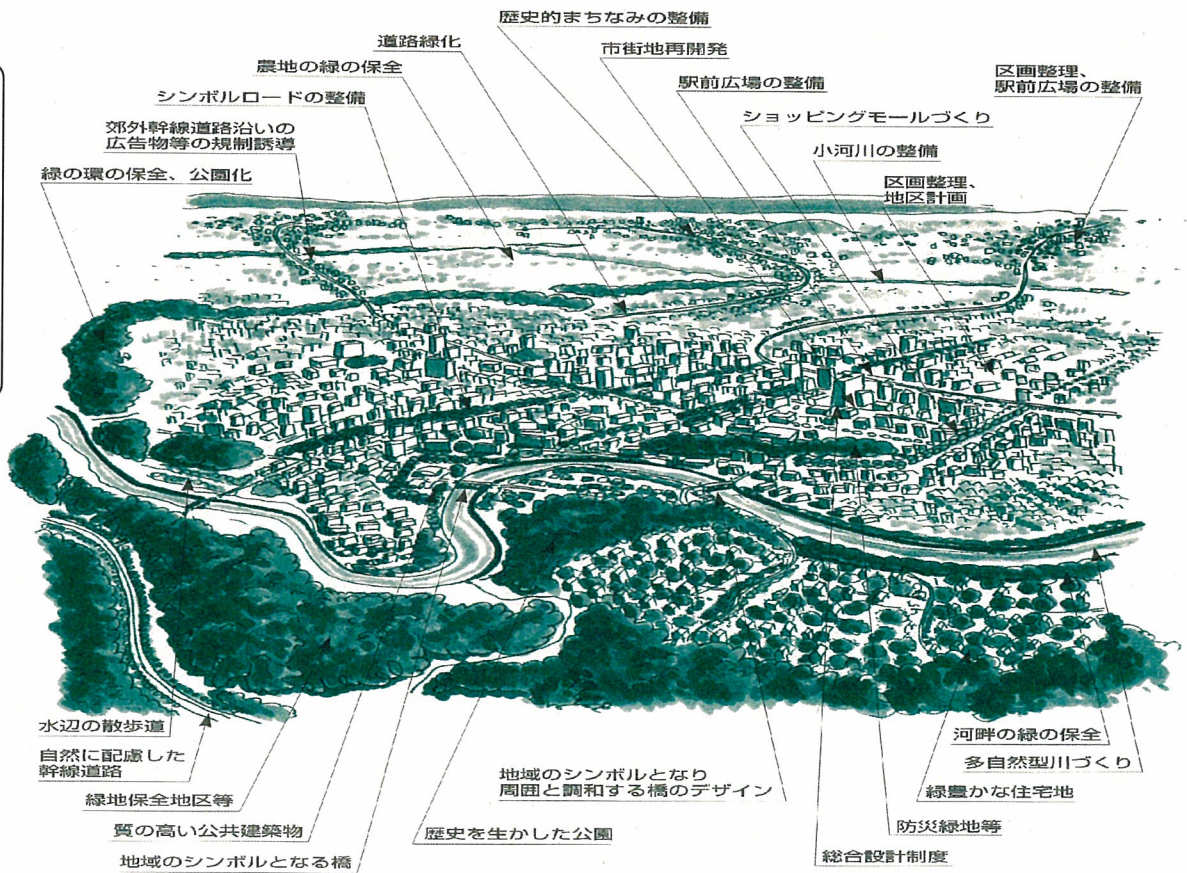


(4) 都市景観

地方中心都市型景観



大都市圏型景観



景観形成指針

【 **基本目標** 】 宮城県の景観の現状と課題等を踏まえて、宮城県が目指す「景観形成の基本目標」を以下のように設定する。

豊かな景観資源、歴史、文化を保全し
継承していくために

地域の特性を生かし、個性ある景観を
創造していくために

県民意識の醸成と参加による景観づくりを
育成していくために

宮城の個性を表徴する景観を「まもる」

快適で魅力ある景観を「つくる」

景観形成を支える意識を「育てる」

【 景観形成の基本方向 】

1. 基本方針

景観形成の基本目標を具体化していくために、景観形成の「基本方針」を設定する。

- (1) **保全の視点**・・・自然の保全及び調和をはかった良好な景観の形成
- (2) **継承の視点**・・・伝統や歴史・文化など、地域の個性を形づくる景観の保全・継承
- (3) **創造の視点**・・・環境と調和した快適で魅力ある景観の創造
- (4) **活用の視点**・・・地域の個性を積極的に活用した景観の形成
- (5) **育成の視点**・・・景観は共有の財産であるという社会的意識の育成
- (6) **醸成の視点**・・・行政・住民・事業者が一体となって景観づくりに取組む気運の醸成

2. 展開のための枠組み

指針の本体となる景観形成のための具体的な配慮事項について、大きく3つの側面から展開する。

良好な景観形成のための 基本ルール

- (1) 公共施設整備・管理のルール
- (2) 屋外広告物のルール
- (3) 建築物・工作物のルール
- (4) 民間開発事業のルール
- (5) 景観資源の保全ルール
- (6) 生活行動のルール

地域ごとの景観形成の考え方

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 山地景観 | (3) 海岸景観 |
| ①高山地型景観 | ①リアス式海岸型景観 |
| ②低山地・丘陵型景観 | ②砂浜型景観 |
| (2) 平野景観 | (4) 都市景観 |
| ①田園型景観 | ①地方中心都市型景観 |
| ②田園都市型景観 | ②大都市圏型景観 |

良好な景観形成に向けての役割分担

(1) 県の役割

- ①全県的な景観形成の方向と指針の提示
- ②県事業における先導的な景観形成
- ③市町村に対する支援・助言
- ④住民・事業者に対する支援・協働

(2) 市町村の役割

- ①地域の特性を生かした景観形成の推進
- ②市町村事業における先導的な景観形成
- ③住民・事業者に対する支援・協働

(3) 住民の役割

- ①地域に根ざした景観形成活動の実践
- ②社会的モラル・ルールの遵守
- ③景観関連施策への参加

(4) 事業者の役割

- ①地域に根ざした景観形成活動の実践
- ②社会的モラル・ルールの遵守
- ③景観関連施策への参加

景観形成推進の方策と体制

景観形成推進の方策と体制

(1) 全県的な景観形成の方向性の提示

- ①新・宮城県景観形成指針の策定
- ②公共施設整備指針の作成

(2) 良好な景観形成に資する公共事業の推進

- ③国の景観に関連する助成事業の活用
- ④県公共事業景観審査の実施

(3) 良好な景観形成への誘導

- ⑤景観法及び現行法制度の活用
- ⑥景観基本条例の制定

(4) 市町村への支援

- ⑦景観行政団体への支援
- ⑧景観アドバイザー制度による支援・助言
- ⑨新たな助成制度

(5) 景観づくりの普及啓発

- ⑩景観百選の選定（仮称）
- ⑪景観シンポジウムの開催
- ⑫顕彰制度（みやぎ景観大賞，景観の日等）
- ⑬景観ポータルサイトの開設
- ⑭景観教育の普及

(6) 体制の確立

- ⑮景観形成庁内連絡会議の設置
- ⑯市町村景観行政担当者会議の開催

宮城県土木部都市計画課 平成18年11月

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL: 022-211-3132 FAX: 022-211-3295
E-mail: toshikei01@pref.miyagi.jp
ホームページ: <http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/index.htm>